

独立行政法人国際協力機構の中期計画の変更理由

1. 中期目標の変更を踏まえた中期計画の変更。
 - (1) 民間との連携の推進、特に国際展開戦略の戦略的实施を強調。
 - (2) 女性の開発への「参加」を「参画」と変更するなど、男女共同参画についての記載を拡充。
 - (3) 「独立行政法人等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を反映し、海外事務所の共用化又は近接化について記載。
2. 「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）に係る予算が平成 25 年度補正予算（第 1 号）により措置されたことに伴う変更。
3. 独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成 24 年 12 月 14 日、行政改革担当大臣）及び自主的な見直しの結果、不要財産が追加したことに伴う変更。

独立行政法人国際協力機構の中期計画新旧対照表

第三期中期計画（変更前）	第三期中期計画（変更後）
<p>（前文 第三段落）</p> <p>機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、NGO、中小企業を含めた本邦企業、教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。</p> <p>また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、 （中略）</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）（略）</p>	<p>（前文 第三段落）</p> <p>機構は、平成20年10月の統合により、我が国政府開発援助の主要な手法である技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を一元的に担う援助機関となり、開発途上地域等が抱える開発課題に対し、各援助手法の特性を踏まえ有機的に組み合わせた最適な協力を実施することが可能となった。これまで尽力してきた統合のシナジー効果発現を今後は一層深化させ、政府方針を踏まえたプログラム・アプローチを推進することにより、国際競争力が高くより戦略的な事業を実施する。事業の実施に当たっては、<u>民間からの提案も活かした取組を強化し</u>、NGO、中小企業を含めた本邦企業、<u>大学等</u>教育機関、地方自治体等の多様な関係者と幅広いネットワークを構築し、オール・ジャパンの英知と経験を結集して課題の解決に取り組む。</p> <p>また、現場においてこれまで培った知見の蓄積に加え、 （中略）</p> <p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（1）（略）</p>

<p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化 (イ) 事業構想力の強化 (略) [1. (6) (ロ) より移動] (ロ) 研究 (略)</p> <p>[1. (6) (イ) を引用しつつ、文章を修正]</p>	<p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化 (イ) 事業構想力の強化 (略) <u>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (略)</u> <u>(ハ) 研究 (略)</u></p> <p><u>(3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</u> <u>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施</u> <u>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成 (官民連携 (PPP) 案件を含む)、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。</u> <u>具体的には、</u></p> <p><u>●開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。</u></p> <p>(ロ) NGO、<u>民間</u>企業等の多様な関係者との連携</p>
---	--

<p>[1. (5) より移動]</p> <p>[1. (4) より移動]</p> <p>(3) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法</p>	<p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <p>●NGO、<u>中小企業を含む</u>民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その<u>人材</u>、知見、<u>資金</u>、技術を<u>開発途上地域の開発課題解決</u>に活用する。<u>また、これら関係者の</u>グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。</p> <p><u>(4)</u> 国民の理解と参加の促進</p> <p>(イ) ボランティア (略)</p> <p>(ロ) 市民参加協力 (略)</p> <p><u>(ハ)</u> 開発人材の育成 (人材の養成及び確保) (略)</p> <p><u>(二)</u> 広報 (略)</p> <p><u>(5)</u> 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法</p>
--	---

人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考え方によって対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

具体的には、

●自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、

(iii) (略)

(ロ) ~ (ハ) (略)

人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略の考え方によって対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。

具体的には、

●自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。

●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、

(iii) (略)

(ロ) ~ (ハ) (略)

<p>(4) 開発人材の育成（人材の養成及び確保）略</p> <p>(5) 国民の理解と参加の促進</p> <p>(イ) ボランティア （略）</p> <p>(ロ) 市民参加協力 （略）</p> <p>(ハ) 広報 （略）</p> <p>(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ) NGO、民間企業等の多様な関係者との連携</p> <p>官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には、</p> <p>●NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。</p> <p>●途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。</p>	<p>[1. (4) ハへ移動]</p> <p>[1. (4) ヘ移動]</p> <p>[1. (3) ヘ移動し、修正]</p>
---	--

<p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (略)</p> <p>(7) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p> <p>(ハ) 事業評価 (略)</p> <p>(ホ) 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平</p>	<p>[1. (2) (ロ) へ移動]</p> <p><u>(6) 事業の横断的事項に関する取組</u></p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び<u>事業の効果向上</u><u>開発効果の向上</u>の観点から、<u>男女共同参画の視点は重要であり</u>、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的<u>参加参画</u>及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p> <p>(ハ) 事業評価 (略)</p> <p>(ホ) <u>外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施</u></p> <p>機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平</p>
--	--

成 22 年 12 月 7 日閣議決定) に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。

成 22 年 12 月 7 日閣議決定) に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。

海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成 24 年夏までに結論を得る。国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。

国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における

独立行政法人国際協力機構の中期計画新旧対照表

<p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ●海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ●広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際セ 	<p>開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。<u>また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する。</u></p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ●海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ●各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ●広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際セ
--	---

<p>ンターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。</p> <p>●国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、 (中略)</p> <p>なお、平成24年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p>	<p>ンターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。</p> <p>●国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、<u>また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から</u>、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、<u>ボランティア事業</u>、市民参加協力、開発教育支援、広報、<u>調査</u>等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、 (中略)</p> <p>なお、平成24年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p>
--	---

<p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舎については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成25年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>	<p><u>また、平成25年度補正予算（第1号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舎については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成 25<u>26</u> 年度末までに現物納付又は譲渡する。</p> <p><u>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については、平成28年度末までに現物納付又は譲渡する。</u>譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p>
---	---

6. ～7. (略)

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等 施設整備・改修	施設整備費補助金 等	4,191
		計 4,191

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

6. ～7. (略)

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備

業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。

具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。

平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	財源	予定額
本部及び国内機関等 施設整備・改修	施設整備費補助金 等	4,379
		計 4,379

(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

別表 1

予算

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
収入	運営費交付金収入	713,924
	施設整備費補助金等収入	4,191
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	728,485
支出	一般管理費	49,834
	(うち特殊因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	666,844
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	4,191
	計	728,485

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

別表 1

予算

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
収入	運営費交付金収入	719,979
	施設整備費補助金等収入	4,379
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	前中期目標期間繰越積立金取崩収入	1,043
	計	734,728
支出	一般管理費	49,834
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,988
	業務経費	672,899
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	施設整備費	4,379
	計	734,728

[注1] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

[注2] 上記収入中の施設整備費補助金等収入及び支出中の施設整備費については、平成24年度以降の施設・整備計画に基づき記載しているが、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

[注3]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4] 運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算（第1号）により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）の中小企業及び地方自治体の国際展開支援等の技術協力に係る予算（5,400百万円）が含まれている。

[注5] 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成24年度補正予算（第1号）により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）の防災・減災機能向上のための施設改修（1,984百万円）に係る予算が含まれている。

[注6]運営費交付金収入、一般管理費及び業務経費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

[人件費の見積り]

期間中、63,599百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与に相当する範囲の費用である。

また、上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平

[注3]無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算、収支計画及び資金計画は記載していない。

[注4] 運営費交付金収入及び業務経費については、平成24年度補正予算（第1号）により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）の中小企業及び地方自治体の国際展開支援等の技術協力に係る予算（5,400百万円）並びに、平成25年度補正予算（第1号）により措置された「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）の中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等の技術協力に係る予算（6,055百万円）が含まれている。

[注5] 施設整備費補助金等収入及び施設整備費については、平成24年度補正予算（第1号）により措置された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日）の防災・減災機能向上のための施設改修（1,984百万円）並びに、平成25年度補正予算（第1号）により措置された「好循環実現のための経済対策」（平成25年12月5日）の防災力強化のための施設改修（188百万円）に係る予算が含まれている。

[注6]運営費交付金収入、一般管理費及び業務経費については、機構が行った役職員の給与の見直しが反映されている。

[人件費の見積り]

期間中、63,599百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与に相当する範囲の費用である。

また、上記の額は、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平

独立行政法人国際協力機構の中期計画新旧対照表

<p>成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)に基づき、機構が行った役職員の給与の見直しを反映している。</p> <p>[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用</p> <p>[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり</p>	<p>成23年6月3日閣議決定)及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成23年10月28日閣議決定)に基づき、機構が行った役職員の給与の見直しを反映している。</p> <p>[運営費交付金の算定方法] ルール方式を採用</p> <p>[運営費交付金の算定ルール] 別紙のとおり</p>
--	--

別表 2

収支計画

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		724,941
	経常費用	724,941
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	666,844
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	減価償却費	1,213
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		723,898
	経常収益	723,659
	運営費交付金収益	713,358
	事業収入	1,472
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	資産見返運営費交付金戻入	1,162
	資産見返補助金等戻入	52
	財務収益	238
	受取利息	238
	臨時収益	0

別表 2

収支計画

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
費用の部		<u>730,995</u>
	経常費用	<u>730,995</u>
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	<u>672,899</u>
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	減価償却費	1,213
	財務費用	0
	臨時損失	0
収益の部		<u>729,953</u>
	経常収益	<u>729,714</u>
	運営費交付金収益	<u>719,412</u>
	事業収入	1,472
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	資産見返運営費交付金戻入	1,162
	資産見返補助金等戻入	52
	財務収益	238
	受取利息	238
	臨時収益	0

独立行政法人国際協力機構の中期計画新旧対照表

純利益（▲純損失）	▲1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,043
目的積立金取崩額	0
総利益（▲総損失）	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

純利益（▲純損失）	▲1,043
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,043
目的積立金取崩額	0
総利益（▲総損失）	0

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

別表 3

資金計画

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		745,537
	業務活動による支出	723,728
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	666,844
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	投資活動による支出	4,757
	固定資産の取得による支出	4,757
	財務活動による支出	4,087
	不要財産に係る国庫納付による支出	4,087
	国庫納付金による支払額	10,797
	次期中期目標期間への繰越金	2,168
資金収入		745,537
	業務活動による収入	723,251
	運営費交付金による収入	713,924
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	投資活動による収入	5,956
	施設整備費補助金による収入	2,515

別表 3

資金計画

中期目標期間：平成24年度～平成28年度

(単位：百万円)

区別		
資金支出		<u>751,779</u>
	業務活動による支出	<u>729,782</u>
	一般管理費	49,267
	(うち特殊要因を除いた一般管理費)	49,422
	業務経費	<u>672,899</u>
	(うち特別業務費及び特殊要因を除いた業務経費)	658,005
	受託経費	7,496
	寄附金事業費	120
	投資活動による支出	<u>4,945</u>
	固定資産の取得による支出	<u>4,945</u>
	財務活動による支出	4,087
	不要財産に係る国庫納付による支出	4,087
	国庫納付金による支払額	10,797
	次期中期目標期間への繰越金	2,168
資金収入		<u>751,779</u>
	業務活動による収入	<u>729,306</u>
	運営費交付金による収入	<u>719,979</u>
	事業収入	1,711
	受託収入	7,496
	寄附金収入	120
	投資活動による収入	<u>6,144</u>
	施設整備費補助金による収入	<u>2,703</u>

独立行政法人国際協力機構の中期計画新旧対照表

	固定資産の売却による収入	647
	貸付金の回収による収入	2,795
	財務活動による収入	0
	前中期目標期間からの繰越金	16,329

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

以上

	固定資産の売却による収入	647
	貸付金の回収による収入	2,795
	財務活動による収入	0
	前中期目標期間からの繰越金	16,329

[注] 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

以上